

令和 6 年度高知県産米消費拡大事業委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和 6 年度高知県産米消費拡大事業委託業務

2 事業の目的

本事業は、低迷する県産米の需要を喚起するため、県内複数産地の米の食味値調査の実施により、県産米食味値の実態を把握し、生産者の栽培方法に反映することでよりおいしい県産米の生産に寄与することを目的とします。また、併せて県産米の需要喚起を目指したキャンペーン実施やチラシの作成等により、県民に対する需要喚起を行うことを目的とします。

3 委託期間

委託契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで

4 業務の内容について

(1) 食味値調査に関すること

- ・ JA 高知県や民間卸売業者から提出のあった検体の買取・精算
- ・ 指定の分析機関において、県内複数産地の米食味値分析を実施

区分	品種	最大検体数	分析機関
早期	よさ恋美人	400 検体	米・食味鑑定士協会
	南国そだち		
	コシヒカリ		
普通期	にこまる		
	ヒノヒカリ		

※その他の品種についても、早期米、普通期米であれば調査対象として構わないこととします

分析機関への送付前に、農産物マーケティング戦略課と事前協議を行ってください

- ・ 検査結果を検体提出元、ならびに農産物マーケティング戦略課に報告

(2) 県産米の需要喚起キャンペーンの提案と実施

- ・ 新米シーズンが始まったことを伝える効果的な周知方法を提案、実施
- ・ 後述のプレゼントキャンペーンの周知を兼ねるものとする

(3) 新米購入者へのプレゼントキャンペーンの提案と実施

- ・ 高知県産米消費拡大推進協議会や高知県農商工連携協議会等と連携し、高知県産新米購入者への農畜産物等プレゼントキャンペーンを実施

ア プレゼントキャンペーン事務局の運営に関すること

① 事務局の設置

本業務に係る事務局を設置すること。

② 事務局の体制

業務が円滑に履行できるよう統括責任者 1 名及び専任スタッフ 1 名以上を配置。業務に関する必要な指示は、原則として高知県から統括責任者に対して行うものとし、統括責任者及び専任スタッフの職務は概ね以下のとおりとします。

(ア) 統括責任者

- a 主体的に当該業務を遂行すること。
- b 事務局業務の全体を統括し、専任スタッフの指揮監督を行うとともに、円滑な業務実施のため作業状況の進捗管理を行い、高知県が求める業務水準を確保すること。
- c 定期的に事務局業務の点検・分析・見直しを行い、常に最善の方法で業務を実施するとともに、随時、高知県との協議を行い、相互共通認識による運営を行うこと。
- d 病気など突発的に専任スタッフが出勤できない場合においても、業務に支障をきたすことのないよう、バックアップ体制を整えること。

(イ) 専任スタッフ

- a 業務を行うために必要な知識を有し、迅速かつ的確に対応すること。

(4) 成果物

本業務の成果物は次のとおりとし、県が指定する日までに納品してください。

- ・食味値調査による、各検体分析資料の提出
- ・PR 用チラシ、ポスター等を作成した場合は、完成後、現物（各 1 部）に加えて、二次利用できる形式（DVD 等メディア記録）で提出
- ・プレゼントの抽選、発送記録の提出
- ・取組計画書、広報データ、写真データ、その他業務で制作した関係資料一式

5 その他留意事項

- (1) 仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合があります。
- (2) 受託者は、本事業を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行ってください。
- (3) 本事業を円滑に遂行するため、委託者は、受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとします。
- (5) 成果物については、原則として委託者に帰属するものとします。ただし、作成の都合上

やむをえず、著作権を委託者に譲渡できない写真、文書等を使用する場合は、事前に委託者に申し入れを行い、了承を得てください。委託者に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度委託者と受託者とで協議することとします。

(6) 委託者と受託者が協議を行った際には、受託者は協議日から1週間以内に打合せ記録簿を作成し委託者に提出してください。

(7) 期首（契約前）・期中（中間）・期末（実績報告書作成の概ね1か月前）には、委託者と受託者間で協議を実施することとします。